

く、曾て創立當時の幹部にして、役員を免せられし二三の者之れが中心となりて反中西論を唱へ又組合の發達を喜ばざる市電氣局は指導者たる中西氏を嫌惡せる處より、暗に之を利用するありて、本年に入りて組合員中の反中西説に傾くもの無きに非ざりしも、二月二十七日中西理事長の收監は氏に對する反勢を一掃せしめたるのみならず、四月一日保釋となりて出獄するや、理事長に對する信認と同情は翕然として集り、曾て見ざる程度に達したりき。

相談役原田實は、元萬朝報記者にして偶々同社を退職せし際、中西理事長の收監せられ、兩者は從來私交あり、又組合に於ても其人格を知れる處より、中西理事長の留守中、其後任として入會せる關係を有せり。

## 二 電氣局に對する要求と其經過

### △五ヶ條の要求

労働條件の改善を目的として生れたる組合は、成立と共に直に運動に著手し、先づ電氣局に對し待遇法改善の要求を發することに定め、下記五箇條より成る要求案を作成し、前以て市民の了解を得るを必要とし別記宣言書と共に之れを一般に配布したり。元來斯の如き目的の下に從業員の團結を希望せざりし電氣局は、此處に於て周章措く能はず、未だ組合より提出を見ざるに先立ち、十一月八日、

二月よりの調査に依つて成案せる優遇法を講ずべしとの訓告を發し、一方組合の運動を未然に防がんと爲め、其幹部に屬する從業員十名を誡首したり。(電氣局の態度參照)

然れども、電氣局の處置は組合運動に打撃を與ふるに至らず、寧ろ從業員の決意をして強固ならしめ、同十一日中西理事長以下二三の幹部は平井電氣局總務部長を訪ね左記要求案を提出せり。於此電氣局對從業員問題は表面の事實として發生するに至りぬ。

### 要求條件及其説明

#### 第一 從業員の人格を尊重すべし

(理由) 從來市電氣局が從業員に對する處置を見るに、常に從業員の人格を侮辱するが如き態度を持つてあり、從業員の人格を擁護すべき當局既に斯くの如くなるが故に一般社會も亦之れを蔑視するは當然にして、罪一に當局に在りと云はざる可からず、從業員が斯くの如き精神的苦痛を除却するは實に刻下の急務にして多くの退職者が主として此の原因に依るは當局の猛省を要する所なりとす。

#### 例證)

一、監督の名稱を附し從業員の自治心を傷くるが如き事